

標準等作成に関する手続き
『TTC標準（E）』選択のガイドライン

平成15年1月30日

企画戦略委員会決定

『TTC標準（E）』選択のガイドラインを以下のとおり決定する。

1. TTC標準（E）の目的
TTC標準は、日本語で記述することを原則とする。しかし、ITU-T勧告等、ベースとなる国際標準に基づくTTC標準について、タイムリーかつ効率的に標準作成を図るため、所定の手続きにより英文記述を多用したTTC標準（E）を作成する事を認めることを目的とする。
2. TTC標準（E）で対象外となる英文記述
下記の条件での英文記述については、一般的に認められるものとし、TTC標準（E）とはしない。
 - (1) プログラム言語については、英語でないことから、原文のままの記載とする。
 - (2) 技術用語は、原文での記述を認める。
 - (3) 図、表に限り、慣例的に使用されている英語や翻訳することが困難な原文については、準拠する標準等の原文のまま記載することを認める。
3. また、本文中で図表を参照する場合も同等の扱いとする。
4. TTC標準（E）の定義
本文、付属資料または付録の文章あるいは図表の一部または全部が英文記述となっている標準をいう。ただし、前条の各号に掲げる記述のみを原文とするものを除く。
5. TTC標準（E）の区分
TTC標準（E）は、次のとおり区分する。
 - (1) E1
契約等により翻訳が禁止されている場合
 - (2) E2
以下の条件を一つでも満たしている場合。
 - ・ タイムリーさが求められる。
 - ・ 原文の方が理解しやすい。
 - ・ 作業の効率化が図れる。
6. 手続き
各TTC標準（E）は、以下の手続きにより行う。
 - (1) E1

自動的にTTC標準(E)として、標準化会議に報告するとともに、合わせて標準化計画にも記載する。

E 2

(2)

○TTC標準の場合

TTC標準制定にあたって、TTC標準(E)とすることが適当と判断された場合は、専門委員会は、TTC標準案の決定とともに、TTC標準(E)とすることを決定する。事前説明会において、TTC標準案の説明とともにTTC標準(E)とする旨を説明する。

○TTC仕様書、技術書の場合

専門委員会は、TTC仕様書、TTC技術書の制定時に、TTC仕様書(E)、TTC技術書(E)とすることが適当と判断された場合は、制定に合わせてTTC仕様書(E)、TTC技術書(E)とする決定を行う。標準化会議委員に対しては、制定の通知に合わせて、TTC仕様書(E)、TTC技術書(E)とした旨を通知する。

7. 周知

標準化会議において報告するとともに、TTCレポートへの掲載等により、広く会員への周知を行う。

「TTC 標準 (E)」選択のガイドラインの適用範囲について

2002年3月1日

標準化会議議長決定

TTC ドキュメントの種類に仕様書が追加されたので表記ガイドラインの対象に仕様書、技術書を加える。

具体的には、ガイドラインに記述されている「TTC 標準」を「TTC 標準、TTC 仕様書およびTTC 技術書」と読み替えて運用する。

本適用範囲の運用開始は次回調整委員会からとする。

「TTC標準／仕様書／技術書 (E)」 E 2 決定理由書

日付： 年 月 日

提案元： 専門委員会

標準／仕様書／技術書名称：

標準／仕様書／技術書の概要：

TTC標準／仕様書／技術書 (E) とする判断理由

：(以下で該当する項目にチェックを入れる。)

- タイムリーさが求められる。
- 原文の方が理解しやすい。
- 作業の効率化が図れる。

その他特記事項：